

## 報道機関への会議の公開方法について

法曹養成制度検討会議を報道機関に公開する方法は以下のとおりとする。

- 1 会議開催会場の別室における映像・音声による傍聴を認める。
- 2 傍聴者の人数は、原則として制限しないが、収容可能人数等により、事務局において、制限をすることができる。
- 3 カメラ撮影及びICレコーダー等による録音は認めないこととする。
- 4 会議終了後の記者ブリーフィングは、原則として実施しない。